



平成 25 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 ウェルネット株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮 澤 一 洋
(J A S D A Q ・ コード 2 4 2 8)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理部長 猪 飼 俊 哉
電 話 0 3 - 3 5 8 0 - 0 1 9 9

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 9 月 26 日開催予定の第 31 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 法令に定める監査役の員数を欠く場合に備えるため、補欠監査役に関する選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。
- (2) その他、条文の新設に伴う条数の変更等所要の変更をおこなうものであります

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第30条 (条文省略) (監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新 設) (新 設)	第 1 条～第30条 (現行どおり) (監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ <u>当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第33条～第44条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第33条～第44条 (現行どおり)</p>

以 上